

新型コロナ禍の母子世帯に対する居住支援の現状と課題



追手門学院大学地域創造学部准教授 葛西 リサ

～要旨～

ひとり親を含む低所得階層の居住貧困は、平時より存在するものであり、それは、脆弱な日本の住宅政策によって恒常的に生み出されてきたものである。日本の住宅ストックの3割強が公的補助のない民間賃貸住宅であり、低所得階層の多くがこれに依存する構造となっている。コロナ禍による経済危機は、慢性的な困窮状態に苦しみながらも、必死に住まいを維持してきた層に甚大なダメージを与え、住まいの喪失危機に陥れるトリガーとなった。

本稿では、低所得階層の中でも、母子世帯に着目して、平時及びコロナ禍の住居費過重負担の実態について検証するとともに、居住喪失の危機を抑止するはずの住居確保給付金の利用のしにくさについても指摘した。加えて、空き家が増加する中で、不動産関連企業が開設・運営するシングルマザーシェアハウスの社会的な役割やそこに救済を求める人々の窮状をポータルサイトの問い合わせデータを用いて浮き彫りにした。

1 生活が苦しくなった

コロナパンデミックに起因した経済危機は、未だ収束の兆しが見えず、いまなお、虫食いの、広範囲に、そして断続的に住生活不安定層にダメージを与え続けている。

厚生労働省の報告によれば、新型コロナウイルス感染症に起因する雇止めは2021年12月10日現在、122,526件にも上る。うち、特に深刻な影響を受けたのは、非正規に従事する「女性」たちであったことが報告されている。

下島（2021）は、「リーマンショックでは男性の方が女性より、また、正規の方が非正規より影響を受け易かったと言える。」とした上で、特

に、正規職かつ男性の失業が目立ったと指摘している。これに対して、コロナ禍では、女性の非正規職の大幅な減少が確認されており、中でも、減少が著しい業種は、「宿泊業、飲食サービス業」、「卸売業、小売業」、「製造業」などであった。非正規女性の減少を見た時期に、女性の正規雇用者数も増加したが、その多くが「医療や福祉」分野であった点がコロナ禍の特徴でもあった。

この「非正規」・「女性」というカテゴリーには、本稿が対象とする母子世帯の多くが含まれる。

2021年7月、認定NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむが主体となり実施した1,800世帯を対象としたアンケート調査によると、感染が拡大し始め

た2020年2月時点で、87.7%が有業だったが、うち6割がパート、アルバイトなどの非正規職に就いていた。また、回答者の7割が収入の減少や勤務日数、労働時間の減少を経験していた。

さらに、筆者が2020年4月に実施したアンケート調査¹⁾(以下「筆者コロナ禍調査」とする)によると、母親(回答者)自身の就労、収入には影響がなかったが、家計が苦しくなったという回答が多くあった(葛西2020)。

「子どもの給食がなくなり支出が増えた」、「アルコール、マスクなどの購入が負担」、「オンライン学習のための支出は予想外」、「(自宅にいる時間が長くなり)水光熱費の額が極端に増えた」など、イレギュラーな支出が発生したことによる収支バランスの崩れや、「子どものアルバイトがなくなった」ことによる世帯収入の減少などがその理由として挙げられた。困窮世帯にとって、収支バランスの崩れは、住居費捻出の困難=住宅の維持困難に直結する一大事である。

本稿では、住まいに関連する実態調査を用いて、コロナ禍の母子世帯の住宅問題の諸相に迫ると同時に、困窮に十分に対応できていない公的住宅支援の現状、さらには、公助の不備を埋める役割を果たす、民間の居住支援の実践について考察を加える。

2 平時からあった母子世帯の居住貧困

平成30年の住宅土地統計調査における日本の住宅総戸数は5,362万戸、うち、持家は3,272万戸と全体の約6割を占める。なお、残る4割は借家であるが、その大部分が民間の借家(28.5%)であり、低所得階層向けの公営住宅は、たったの192万戸、全住宅ストックの3.6%とお粗末な数字となっている。公営住宅は、入居に際して所得要件があるが、それ以下の世帯が希望すれば入居がかなうというものではない。よって、

本来、公営住宅階層である相当数がそれ以外、主に、民間の賃貸住宅に依存する構図となっている。

もちろん、借家であっても、十分な居住水準が担保されていれば問題はない。しかし、公的な介入が一切ない、我が国の民間賃貸住宅の質は特に低いことが問題である。規模の面から見ると、持家戸建ての平均床面積は129.3㎡だが、公営住宅の平均床面積は51.5㎡、民間の賃貸住宅のそれは更に狭い45.6㎡となっている。民間の賃貸住宅であっても良質なものはあるが、公的な補助は一切ないため、立地、広さ、設備等の質が上がれば、住居費も上がる。これこそが、民間賃貸住宅=住宅政策の白地領域とやゆされるゆえんである。

低質な住宅は、家賃が低いとはいえ、低所得階層にとっては高負担となることも指摘されてきた。本稿が対象とするシングルマザーは民間の賃貸住宅に依存する傾向が高く²⁾、その住居費負担については平時で約35%という調査結果もある(葛西2017)。平成28年の厚生労働省の報告による母子世帯の平均年収が234万円、単純に計算して、月額20万円弱の35%が毎月家賃に消える。この数字から、平時より、シングルマザーの住居費支払いにはかなり無理があったことがわかる。

では、適正な住居費負担とはどの程度を指すのか。例えば、式(2013)は、欧米の住宅研究者の議論を根拠に「ローンや家賃などの住宅費支出が世帯所得の30%以内であること」を適性住宅費負担と定義している。また、川田・平山(2015)は、住居費負担が30%を超える世帯を便宜的に「住居費過重負担世帯」と位置づけているし、阪東(2019、2020)も、「欧米では、家賃負担の目安を収入の30%としているところが多い」として30%以上を高負担として位置づけている。なお、渡辺(2021)では、EU統計局

の基準を採用し、住宅費過重負担率を40%と定義している。なお、大津（2021）が指摘するように、「この住居費には、家賃や住宅ローンだけでなく、水光熱費や修繕費、住宅関連の税金や保険、各種サービスの支払額も含まれている」点が重要である。

以上の数字を根拠とするならば、平時より民間賃貸住宅に暮らす母子世帯の住居費負担35%は住居費過重負担と言っても十分な状況であった。

3 家賃が支払えない

2020年4月30日から5月15日まで実施した筆者コロナ禍調査では473名を分析対象としたが、うち、民間の賃貸住宅に暮らす世帯は、55.8%と半数を超えていた。このうち、家賃支払いのないものは62名（13.1%）であった。持家に住んでいても、ローン支払いがある場合には、支払いが滞れば賃貸同様に住み続けは難しくなる。よって、持家のローンの有無についてもたずねた。持家に住む割合は全体の2割程度、うち半数がローン返済ありと回答していた。

また、コロナ禍以降の家賃負担の変化について「非常に苦しくなった」という回答が26.7%、そこに「やや苦しい」30.1%を併せると、6割近くが「苦しくなった」と回答していた。さらに、住居費支払いのないものを除き（持家や生活保護による住居支払い、仮住まい等）、住宅所有関係と負担感をクロスした結果、民間賃貸住宅に暮らす6割強が苦しい（やや苦しいを含め）と回答していたのに対して、家賃額の安い公営住宅では、「負担感が変わらない」という回答が半数以上を占めていた。

なお、調査時点で、住居費の支払い方法については、52.5%が給与で支払えているとしているが、残る半数は、預金の切り崩しや借金などで

急場をしのいでいると回答していた。なお、この時点で既に家賃を滞納しているものが、29名（7%）存在した。加えて、自由記述欄には、現時点（回答時）では給与から家賃の支払いはできているが、近い将来、雇止めやシフト減などにより、住居費を給与から支払うことができなくなるという記載が散見された。

このほか、コロナ禍の母子世帯の住宅事情に関する調査としては、シングルマザー調査プロジェクト³⁾によるものがある。同調査は2020年7月以降、同じ対象者に毎月アンケート調査を実施する「パネル調査」という手法で、コロナ禍の母子世帯の生活実態を把握することを目的としている。同調査における住宅所有関係は、圧倒的に民間賃貸住宅の割合が高く（東京：46.6%、東京以外：50.4%）、それに、公営住宅の割合（東京：25.7%、東京以外：22.4%）が続く。

平均家賃は、東京で56,646円、東京以外では47,107円である。これを住宅所有関係別にみると、民間の賃貸住宅の家賃は東京で79,502円、東京以外でも56,136円と高額である。他方で、公営住宅の家賃は、東京、東京以外、いずれも2万円代と低額に抑えられている。

では、家賃の負担感はどうだろうか。同調査では、「月に平均して、就労収入（手取り額）から住居費（家賃・共益費・住宅ローン）を支払うと、手元に残る金額はどのくらいですか。」という設問を立てている。その結果、驚くべきことに、東京、東京以外、いずれも「0円（残らない、赤字になる）」という割合は2割を超え、手元に残る額が5万円未満とする割合は東京で48.3%、東京以外で38.5%という結果であった。住居費の滞納も、年間通して1割程度で推移しており、高い月には14%もの世帯が期限までに家賃を支払えていなかった。

4 不十分な住宅支援制度

住宅政策と言えば、公営住宅や、2017年の秋からスタートした新たな住宅セーフティネット制度⁴⁾などが思い浮かぶ。しかし、これらはいずれも住宅の確保を援助するもの、つまり、これから住宅を確保する者が対象となり、今ある住まいの喪失に役立つものではない。結果、コロナ禍での住まいでは、厚生労働省の支援である住居確保給付金が積極的に活用された。令和3年度の厚生労働省白書によれば、2020年4月から2021年3月までの利用決定件数は134,976件、これは2019年度利用実績の34倍にも及ぶ。

この給付金は、困窮者自立支援法に基づく支援であり、リーマンショックの混乱を受けて2013年に導入された「住宅支援給付金」が前身となっている。対象要件として、主たる生計維持者が離職・廃業2年以内である場合や個人の責任・都合によらず給与等を得る機会が、離職・廃業と同程度まで減少している場合のほか、収入基準、預貯蓄の上限などが設定されている。

3節で確認した母子世帯の窮状を鑑みると、その大多数がこれを利用してしかるべき状態だった。しかし前出のシングルマザープロジェクトによれば、実際の利用率は東京で15.9%、東京以外では8.9%と低かった。その最大の理由は、給付金の認知度の低さにあった。東京、東京以外ともに約半数の世帯が住居確保給付金を「知らない」と回答している。中には、利用を希望したが、要件があわず、かなわなかったという世帯や、窓口ハラスメントともとれる対応に疲弊し、利用をあきらめたという回答もあった。

筆者は、コロナ禍で住居確保給付金を利用した2人のシングルマザーに話を聞くことができた。2人とも、コロナ禍で夫との関係が悪化し、幼い子一人を抱えて家を出ていた。働いていたものの、コロナ禍で給与が激減しており、どこ

の不動産業者へ行っても、入居を断られたという。そんな中で、シングルマザーシェアハウス(5節で詳述する)の事業者へ問い合わせを行い、給付金の存在を知ったという。

給付金の情報を聞いた際の印象について、Aさんは、「家賃を補助してくれるって聞いても、あまりピンとこなくて。まず、条件もわからないし、どこに行けば手続きできるとかもぜんぜん。」という状態だったという。

給付金が獲得できれば、最大9カ月は、家賃負担が低減され、「生活の立て直しができる」と、シェアハウス事業者に励まされ、管轄の窓口へ繋がった。

Aさんが暮らすエリアでは、必要書類を揃え郵送することで、給付金が利用できた。「仮に、(シェアハウスではない)普通の物件に入れたとしても、家賃が払えず、結局、生活は破綻していたと思います。」とAさんは語っている。

他方でBさんは、行政窓口から、手続きは原則対面で行うこと、煩雑な作業が伴うため、給付金の利用はすぐにはできないことをあらかじめ告げられたという。実際に利用までに、約2カ月がかかり、貯金通帳の残高確認にも相当の時間を費やした。「とても厳しくてやめようかなと。でも、これ逃したら、行き場がないし」という理由から何度も窓口へ足を運んだ。

「大変な思いをされましたね」と声をかける筆者に対して、Bさんは「むしろ、私は、ラッキーでした。給付金の利用をまってあげるよって(事業者が)言ってくれたから頑張れたんで。」と返答している。

確かに、条件のよい物件が見つかって、給付金利用のタイミングが合わなければ入居を見送るしかない。不動産事業者の側に理解がなければ、事実、Bさんは、家を出ることは難しかっただろう。

この2人は、とすれば、生活保護の受給も可能だったはずである。しかし、2人ともが、扶養照会を嫌がり、「絶対に生活保護は利用しない」と語っている。

いずれも、親族との不和が理由であった。

母子世帯の中には、社会的に孤立し、必要な時に適切な制度情報を確保する力がないケースが多く存在する。また、情報にたどりつけても、難解な文章と煩雑な手続きに疲弊し、利用をあきらめるものも少なくない。

制度は利用されてこそその効果を発揮する。公は、制度を周知して利用をまつだけではなく、いかに利用しやすい環境を整備するか、そこにこそ注力すべきであろう。

5 コロナ禍のシングルマザーシェアハウス

行き場に困る、母子世帯の受け皿としてシングルマザーシェアハウス（以下 SSMH）が注目され始めている。

シェアハウスとは、1つの物件を非血縁関係にある複数の世帯でシェアする住まい方である。営利企業が運営する SSMH は、2000 年代の後半に登場し、2021 年 6 月現在、全国に約 40 カ所存在する⁵⁾。これらの SSMH のほとんどが営利企業（個人事業主含む）により運営されている。企業が、所得の低い、シングルマザーをターゲットにするようになった背景には、空き家の増加がある。標準世帯や経済的に安定している層だけを対象にしては、空き家の解消は不可能なため、リスクヘッジをしながら、多様な世帯の入居を促す仕組みを検討する事業者が急速に増加しているのである。

全国 24 事業者 28 の SSMH を対象とした、葛西・室崎・岡崎（2018）の調査によると、平均家賃は 57,632 円であるが、最低家賃は 35,000 円、最高家賃は 107,000 円とかなり幅広い。多くが

定期借家契約、保証人不要、入居時の一時金をなしとしており、「費用あり」としていても、家賃 1 カ月程度とハードルを低くしているところが多い。

SSMH の中には、入居者の生活をトータルにサポートしようと、ハウス内に保育機能を設けたり、就労の機会や就労の場を提供したりするなどしている事例もある。営利企業とはいえ、社会貢献性を追求する事業者が多く、第 4 節で紹介した事例のように、相談者に住居確保給付金をはじめとする制度情報を伝え、「居住支援」を自ら買って出る事業者も少なくない。

とはいえ、低所得階層をターゲットにする住宅事業はリスクも高く、閉鎖や SSMH 以外の用途へ転用を決める事業者も少なくない。SSMH の現場では家賃の不払い、居住者間トラブル、子へのネグレクトなどがよく聞かれ、福祉、医療、保健領域（DV、貧困、障害、精神疾患等）の対応など、求められるケアも幅広い。しかし、事業者の多くが福祉制度等のノウハウを持たずに参入してくるため、課題への対応が難しいといった事情があった（葛西 2018）。

そこで、2019 年、全国の事業者が共通して抱える課題を共有し、ともに解決することを目指す、NPO 法人全国ひとり親居住支援機構が創設された。同法人は、加盟事業者向けに制度情報の提供や相談事業を行うほか、SSMH 向け専用ポータルサイト⁶⁾（マザーポート）を運営するなどして、事業運営をサポートしている。

6 コロナ禍で SSMH を求めているのは誰か

同サイトへのアクセス数は、2017 年から 2020 年にかけて年々増加しており、特に、初めての緊急事態宣言が発令された 2020 年 4 月以降、急増が見られた。

では、どのような状態の母子世帯が SSMH を

求めているのだろうか。

ここからは、2020年4月1日から2021年3月31日までにポータルサイトに内覧を希望した229件のデータ⁷⁾からその傾向を概説する。

母の年齢は、30代が48.6%と半数近くを占め、20代が3割、40代が2割という結果であった。母親の婚姻のステイタスについては、別居中が37.8%と最も多く、これに婚姻中9.2%を併せると約半数が離婚前のプレシングルマザーということになる⁸⁾。就労のステイタスは、非正規が最も多く35.4%、次いで無職が34.0%であった⁹⁾。

同伴児童の人数は、1人が圧倒的に多く7割強を占める。また、子どもの年齢は、1～3歳が39.6% (109件)、4～6歳が25.5% (70件)であり、未就学児が妊娠中も含め73.8%となっていた。

入居時期は、1カ月以内が38.5%、3カ月以内が37.3%であり、8割近くが、緊急な住まいの確保に迫られていた様子が分かる。

希望するエリアは、半数が、都道府県外のSMSHを希望していた。都道府県外へのSMSHを希望する135件のうち、54件(40%)は、隣接する都道府県への移動希望者である。このほか、都道府県内にあるSMSHを希望するものが4割、現在居住する市内・区内にあるSMSHを希望するものが7.9%であった。SMSHは全国にまだ40カ所と数が少ない。そのため、都道府県外であっても、より近いエリアを選定して問い合わせを行っているという事情があると推察される。

以上の傾向を整理すると、SMSHの利用者像は、離婚前後の就労の不安定な状況で、未就学児1～2人を同伴し、緊急(1～3カ月以内)な住まいの確保に迫られ、居住地により近いエリアへの転居を希望するといった入居者像が浮かび上がる。

では、なぜ、コロナ禍で、SMSHのニーズが上昇したのだろうか。

まず、家賃が支払えなくなり、転居先としてSMSHを選択したという理由が挙げられる。通常の不動産仲介では、上記のような不安定な条件では貸し渋りの対象となる。「SMSHなら入居できるかもしれない」という期待を抱いた相談者は少なくなかったであろう。事実、SMSH事業者らは、コロナ禍以降、深刻なケース(無職、所持金なし、緊急入居希望)からの問い合わせが急増したと証言している。

続いて、長引く自粛生活の中で夫婦関係が悪化し、離婚するために住まいの確保を急ぐというケースが増えたことが想像される。内閣府(2020)の調査では、ドメスティック・バイオレンス(DV)相談件数が前年度の1.6倍となったことが報告された¹⁰⁾。前出のマザーポートでは、離婚やDV関連の記事、母子世帯向け福祉支援メニューなども発信している。こういった情報に触れ、SMSHに救済を求めるケースも増えている可能性がある。

一方、複数の事業者から、コロナ禍以降、「誰かと一緒に暮らせる、シェアハウスに入居したい」という積極的なニーズが増えたという声が挙がってきている。その背景には、コロナ禍で、社会から隔絶された生活に不安を覚え、シェアハウスを選択する母子世帯が増えたという事情があるのかもしれない。

筆者コロナ禍調査では、「もし、自分が感染したら、助けてもらう人がいないので、子どもと一緒に死ぬしかない」といった内容の記載があった。

住宅というハードだけではなく、コミュニティやケアもセットで提供できるSMSHは、コロナ禍の女性と子どもたちの心のよりどころになりつつあるのかもしれない。

7 おわりに

住まいを失うということは、単なる物理的な屋根がなくなるというだけではなく、これまで紡いできた、生活インフラを喪失するということが同義である。母親の仕事、子どもの生育環境、近隣住民との関係など地域とのつながりは、住宅と切っても切り離せない、代替の利かない財である。そして、一度（ひとたび）、居所を喪失すれば、それを確保するために、どれだけの苦労を要するか容易に推測ができるだろう。だからこそ、誰もが、事切れそうになりながらも、命がけで、いまいる場所を守ろうとしているのである。

残念ながら、コロナ禍から2年が経過してもなお、効果的な住宅支援メニューは提示されず、居所を喪失する人は、日々、増加し続けている。「こんなに簡単に住まいを失うとは思いませんでした」

これは、コロナ禍で居所を喪失したシングルマザーの言葉である。平時よりぎりぎりの生活をしてきた彼女は、シフトが減ったことですぐに家賃が払えなくなった。次の仕事を見つけなければと焦りつつも、緊急事態宣言下では幼い子を抱え身動きすらとれず、そして住まいを失った。

強調しておかなければならないのは、本稿で確認した惨状は、コロナ禍がもたらしたのではなく、平時からの居住貧困がコロナ禍によって露呈された結果であるということである。いようなれば、人災である。その被害者ともいえるべき親子が、いまこの瞬間にも飢えに苦しみ、住まいの喪失におびえ命を削っている。

政府はその事実を重く受け止め、居所の喪失を抑止する策を即時的に徹底しつつ、同時に、対処療法的ではない、生活者の実情に寄り添った居住保障に目を向けるべきである。

【注】

1) 調査の実施にあたっては、SNS上で広くアンケート情報を発信し、無記名での協力を求めた。調査期間は2020年4月30日から2020年5月15日までである。回答数は484件、うち、11名は、ひとり親のカテゴリーには当てはまらなかったため対象外とした。よって、集計対象は、473名である。アンケートの目的は、新型コロナウイルスのまん延による住生活の不安を即時的に明らかにすることであり、それがかなう手法として、ネットリサーチを選定した。

ただし、ネットリサーチ（ウェブアンケート調査）では、虚偽回答等も一定含まれることが想定され、信頼性の面で課題をはらんでいることは言うまでもない。よって、本調査では、それを前提としつつも、多くの自由回答（269件、56.8%）を分析することで、当事者の実情に接近することを試みた。

回答は全国から寄せられ、特に多かったのが、首都圏からの回答（東京143件、神奈川県46件、埼玉県32件、千葉県29件）である。

2) 平成28年全国ひとり親世帯等実態調査報告によると、シングルマザーの住宅所有関係は、持家（35%）、民間の賃貸住宅（33.1%）、公営住宅（13.1%）、公社・公団住宅（2.3%）このほか、同居（13.2%）となっている。

3) シングルマザー調査プロジェクトの公表資料によると調査概要は以下のように説明されている。プロジェクトは、コロナ禍によってひとり親世帯が困窮する現状に問題意識をもったひとり親支援団体、ジェンダー政策の専門家、研究者らによって発足した。プロジェクトのメンバーは赤石千衣子（認定NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ理事長）、五十嵐光（広報コンサルタント／特定非営利活動法人ウィメンズアイ）、石本めぐみ（特定非営利活動法人ウィメンズアイ代表理事／

特定非営利活動法人「人間の安全保障」フォーラム理事、大崎麻子（特定非営利活動法人 Gender Action Platform 理事／関西学院大学客員教授、葛西リサ（追手門学院大学地域創造学部准教授）、小森雅子（認定 NPO 法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ事業担当）、高橋聖子（インクルラボ代表／プログラム評価コンサルタント）、深川紗絵子（インクルラボ研究員）、藤原千沙（法政大学大原社会問題研究所教授）、湯澤直美（立教大学コミュニティ福祉学部教授）で構成されている。初回調査は2020年7月に実施され、有効回答者数は1,814人、その後、7月調査の回答者で「1年間の毎月パネル調査に協力しても良い」と申し出てくれた方のうち、①母子のみで暮らしている、②公的年金（遺族年金、障害年金、老齢年金）を受けていない、③生活保護を受けていない、④児童扶養手当を受けているという方を対象に1年間パネル調査を実施した。新型コロナウイルスの感染状況の違いや自治体独自の支援策を踏まえて、「東京」在住者と「東京以外」在住者を同程度に選定し（東京252人、東京以外287人）、毎月、同じ方に調査依頼をしている。このほか、母集団は、食料支援など「何らかの形で民間団体とのつながりがある」という特性を持つ。

4) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律（平成29年4月26日公布10月25日施行）の通称である。様々な理由、例えば、高齢や障害等のために住宅の確保に困る者（住宅確保要配慮者）と民間賃貸住宅をつなぐ仕組みをつくり、居住不安の改善を図ることを目的として創設された。メニューの柱は大きく、①住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度、②登録住宅の改修・入居への経済的支援、③住宅確保要配慮者のマッチング支援などが挙げられている。登録基準として、規模、耐震性、設備面の

要件などが設定されている。

- 5) 登録する義務等ないため、明確な数字は把握できない。NPO法人全国ひとり親居住支援機構に登録する事業者からの聞き取りやネットポータルサイト情報からの推計値である。
- 6) マザーポートは2015年に秋山怜史氏個人が開設し、2019年からは、NPO法人全国ひとり親居住支援機構が引き継ぐ形で運営を行っている。
- 7) 本稿の分析対象は2020年4月1日から2021年3月31日までに内覧を希望した229件である。なお、2020年4月からは、問い合わせ者と事業者のマッチングをスムーズにする目的から①婚姻のステータス、②就労のステータス、③入居希望時期、④母親の年齢、⑤子どもの人数と性別、⑥現居住地と希望ハウスの立地の項目を問い合わせ内容に新たに設けた。これらの項目は、事業者の要望を反映する形で設定した。
- 8) 離婚は37.3%、未婚が15.7%であった。
- 9) 正社員は27.7%、自営業（フリーランス含む）が2.9%であった。
- 10) 朝日新聞デジタル2020.6.18.によると、DV件数の増加は、日本に限らず、オーストラリア、タイ、イタリア、フランス、インドなどでもみられると報告されている。

【参考文献】

- 稲葉剛（2021）『貧困パンデミック 寝ている『公助』を叩き起こす』明石書店
- 大津唯（2021）「国際指標で見た日本の居住水準—低所得者への居住保障の脆弱性」国立社会保障・人口問題研究所編『日本の居住保障 定量分析と国際比較から考える』慶應義塾大学出版会、pp.87-102
- 川田菜穂子・平山洋介（2015）「所得格差と相対的貧困の拡大における住居費負担の影響—住居費控除後所得（After-housing income）を用いた実証分析を通じて—」住総研 研究論文集 No.42、一般財団法人

- 人住総研、pp.215-225
- 葛西リサ (2017) 『母子世帯の居住貧困』 日本経済評論社
- 葛西リサ (2018) 『住まい+ケアを考える：シングルマザーシェアハウスの多様なカタチ』 西山卯三 記念すまいまちづくり文庫
- 葛西リサ (2020) 「コロナ禍が露呈させた日本の住宅政策の脆弱性 ひとり親へのアンケート調査から」 住宅会議 109 号、pp.6-9、日本住宅会議
- 葛西リサ・室崎千重・岡崎愛子 (2018) 「母子世帯向けシェアハウスの全国的動向—運営主体の実態と建物、家賃と付帯サービスの方法—」 都市住宅学 103 号、pp.144-149
- 厚生労働省 (2017) 「平成 26 年全国ひとり親世帯等実態調査報告」
- 厚生労働省 (2021) 「新型コロナウイルス感染症に起因する雇用への影響に関する情報について」(12 月 10 日現在集計分)
<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000865790.pdf> (2021 年 12 月 19 日最終閲覧)
- 厚生労働省「令和 3 年版厚生労働白書—新型コロナウイルス感染症と社会保障」
<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/20/dl/1-01.pdf>(2021 年 12 月 19 日最終閲覧)
- 式王美子 (2013) 「住宅アフォーダビリティの近年の動向に関する研究：全国消費実態調査マイクロデータによる住居費負担分析の中間報告」 都市住宅学 83 号、都市住宅学会、pp.116-120
- 下島敦 (2021) 「雇用者数の動向にみる新型コロナウイルス感染症の影響」 独立行政法人労働政策研究・研修機構、新型コロナウイルス感染症関連情報
<https://www.jil.go.jp/tokusyuu/covid-19/pt/index.html> (2021 年 12 月 19 日最終閲覧)
- シングルマザー調査プロジェクト『課題別レポート シングルマザーの居住貧困—コロナ禍の「ステイホーム」の現実』 2021.8.13
https://note.com/single_mama_pj/n/n314829c3dbe6 (2021 年 12 月 19 日最終閲覧)
- 総務省統計局 (2019) 「平成 30 年住宅・土地統計調査」
- 内閣府 (2020) 「DV への対応について」 令和 2 年 12 月 21 日内閣府男女共同参画局
<https://www.mhlw.go.jp/content/12201000/000707300.pdf> (2021 年 12 月 19 日最終閲覧)
- 認定 NPO 法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ& シングルマザー調査プロジェクト (2020) 「新型コロナウイルス深刻化する母子世帯の暮らし—1800 人の実態調査・集計表(確報)—」
https://note.com/single_mama_pj/n/n83bb1e08b706 (2021 年 12 月 19 日最終閲覧)
- 阪東美智子 (2019) 「家賃負担率の動向 住宅・土地統計調査を用いた都道府県の比較」 日本建築学会大会学術講演梗概集 (関東) 建築社会システム、日本建築学会、pp.289-290
- 阪東美智子 (2020) 「家賃負担率と世帯属性、住宅・土地統計調査の個票を用いた分析」 日本建築学会大会学術講演梗概集 (関東) 建築社会システム、日本建築学会 pp.33-34
- 渡辺久里子 (2021) 「住宅費負担と貧困」 国立社会保障・人口問題研究所編『日本の居住保障 定量分析と国際比較から考える』慶應義塾大学出版会、pp.43-85
-
- くずにしりさ
 学術博士。神戸大学大学院自然科学研究科修了。
 2016 年～ 2017 年 国土交通省国土技術政策総合研究所委託調査事業「高齢者等の地域安心居住を支える住まいの整備水準に関する調査整理業務」検討ワーキング委員
 2017 年～ 2018 年 国土交通省スマートウェルネス住宅等推進モデル事業専門委員
 2019 年～ 国土交通省補助事業「人生 100 年時代を支える住まい環境整備モデル事業」専門委員 (2021 年度より評価委員会)
【専門】
 ひとり親世帯、DV 被害者、セクシュアルマイノリティの住生活問題。
【主な著書】
 『母子世帯の居住貧困』日本経済評論社、2017 年
 『住まい+ケアを考える—シングルマザー向けシェアハウスの多様なカタチ—』NPO 法人西山卯三記念すまい・まちづくり文庫、2018 年 ほか。
 2009 年、都市住宅学会研究奨励賞受賞。
 2016 年、住総研研究選奨受賞。
 2019 年、都市住宅学会研究論文賞受賞。